

再生可能エネルギー電気任意卸供給契約の 申込み方法



平成29年4月21日
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター



接続供給契約の締結

- ・ 接続供給契約を締結していることが、再エネ任意卸供給を締結できる条件となります。



任意卸供給契約の申込み

- ・ 必要事項をご記入の上、任意卸供給契約申込書（当社所定様式）をネットワークサービスセンターへメールでご提出いただきます。
- ・ **初回のみ基本契約の締結手続きが必要**となります。



供給承諾

- ・ 再エネ任意卸供給契約は、お申込みを当社が承諾したときに成立いたします。



契約開始

- ・ 標準的には、申込みから2週間程度（10営業日）かかります。
- ・ 希望kWの変更は、毎月1日付けとし前月20日までに申込みいただきます。（1ヶ月につき1回限り可）
- ・ 非常変災等の理由によって日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場を利用できない場合、供給を開始いたします。



○申込み書類

- ・再生可能エネルギー電気任意卸供給契約申込書

○申込み方法

- ・小売電気事業者さまから以下のメールアドレス宛に申込書PDF（押印部分）、申込書エクセルを添付して申込み。
- ・NSC 卸業務グループメールアドレス nsc-oroshi@tepcoco.jp

○タイミング

- ・新規契約時：契約開始希望日の2週間前（10営業日前）までに申込み
- ・希望kWの変更：毎月1日付けで前月20日までに申込み
（変更は1ヶ月につき1回限り可）



再生可能エネルギー電気任意卸供給契約申込書

【申込書：小売電気事業者さま押印要】

| | | |
|---|---|-------------|
| | | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| <p>東京電力パワーグリッド株式会社 御中</p> <p>再生可能エネルギー電気任意卸供給契約申込書</p> <p>再生可能エネルギー電気任意卸供給契約について、貴社の再生可能エネルギー電気卸供給約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。</p> <p>赤枠内は必須項目です。黄色部分は必要に応じて記載願います。</p> | | |
| 1. 契約者等 | | |
| 契約者名 | 名称 : 〇〇株式会社 役職 : 代表取締役 氏名 : 〇〇 〇〇 住所 : 〒***-**** 〇〇県〇〇市〇-〇-〇 | 印 |
| 連絡者名 <small>(事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)</small> | 所属 : 〇〇部 氏名 : △△ △△ 住所 : 〒***-**** △△県△△市△-△-△ 電話 : **-1234-5678 F A X : **-1234-5679 E-mail : *****@〇〇〇.co.jp | |
| 2. 申込内容 | | |
| 供給開始希望日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 申込内容 <small>(該当する項目を選択してください)</small> | (選択してください) ※その他の変更は以下に変更点を簡潔に記載してください。 (その他の変更を選択した場合はこちらに記載) | |
| 希望する「再生可能エネルギー電気卸供給電力」 | 今 回 100 kW | 従 来 kW |
| 特記事項 | 需要BGコード: LA001 ←需要BGコードの記入をお願いします。 | |
| <p>本申込書を受領する一般送配電事業者は、再生可能エネルギー電気任意卸供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、再生可能エネルギー電気任意卸供給および託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。</p> | | |

赤枠内は必須項目です。
黄色部分は必要に応じてご記載ください。



再エネ任意卸供給申込み時の留意事項等

- 申込み時の留意事項は以下のとおりです。

| 内容 | 留意事項等 |
|------------|---|
| 希望 k W | <ul style="list-style-type: none">・ 当社の託送供給等約款にもとづき、接続供給契約が必要です。・ 接続供給契約の年間計画における接続対象電力の最大値を超えないことが契約要件となります。・ 契約書締結後は明細表にて希望 k Wを双方で管理いたします。 |
| 希望 k Wの変更 | <ul style="list-style-type: none">・ 希望 k Wの変更は、毎月 1 日付けとし前月20日までに申込みいただきます。（1ヶ月につき1回限り可） |
| 連絡体制に係る確認書 | <ul style="list-style-type: none">・ 接続供給契約時に締結した確認書に準じて通知することを基本といたします。 (必要に応じて連絡体制に係る確認書を締結します) |



再エネ任意卸供給実施時の留意事項等

- 運用時の留意事項等は以下のとおりです。

| 内容 | 留意事項等 |
|------------------|--|
| 任意卸供給電力量の配分タイミング | <ul style="list-style-type: none">・ スポット市場が利用できない状況下で供給が開始されるため、スポット市場の入札期限（前日の午前10時）の直前となる可能性を考慮して、前日の午前10時までに契約者へ通知いたします。※ |
| 任意卸電力量の通知方法 | <ul style="list-style-type: none">・ 当社中央給電指令所から F A X にて通知いたします。 |
| 任意卸供給電力量の配分後の変更 | <ul style="list-style-type: none">・ 配分量が30分コマの需要計画を超えた場合は、小売電気事業者さまにて調整を行っていただきます。 |

※通知された再エネ任意卸電力量は調達計画に反映の上、広域機関へ提出をお願いします。